

議案第 38 号

山陽小野田市地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市地域交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 5 月 20 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市地域交流センター条例の一部を改正する条例

山陽小野田市地域交流センター条例（令和 3 年山陽小野田市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表須恵地域交流センターの項中

「

交流室	390円
-----	------

」を

「

交流室 1	310円
交流室 2	310円

」に、

「

交流室	490円	330円
-----	------	------

」を

「

交流室 1	270円	160円
交流室 2	270円	160円

」に

改める。

別表備考 3 及び備考 4 中「定める額」の次に「（冷暖房及び器具に係る使用料を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

山陽小野田市地域交流センター条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
種類	区分	使用料（1時間当たり）		種類	区分	使用料（1時間当たり）	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
須恵 地域 交流 セン ター	区分	使用料（1時間当たり）		須恵 地域 交流 セン ター	区分	使用料（1時間当たり）	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
	交流室1	310円			交流室	390円	
	交流室2	310円			(略)	(略)	
	(略)	(略)			区分	使用料（1時間当たり）	
	区分	使用料（1時間当たり）			冷房	暖房	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
	交流室1	270円	160円		交流室	490円	330円
	交流室2	270円	160円		(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
備考				備考			
1・2 (略)				1・2 (略)			
3 使用者が営利（営業、宣伝等を含む。）を目的として使用する場合は、この表に定める額（冷暖房及び器具に係る使用料を除く。）の100分の200相当額を加算して徴収する。				3 使用者が営利（営業、宣伝等を含む。）を目的として使用する場合は、この表に定める額の100分の200相当額を加算して徴収する。			
				4 使用者が市外居住者の場合は、この表に定める額の100			

4 使用者が市外居住者の場合は、この表に定める額（冷暖房及び器具に係る使用料を除く。）の100分の50相当額を加算して徴収する。

分の50相当額を加算して徴収する。